特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みについて

令和５年３月６日
横浜農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりＪＡ貯金口座でのお取引の制限を実施させていただいており、制限の対象となるお客さまにつきましては、定期的に更新させていただいております。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、金融機関職員や警察等を名乗り、高齢の方からキャッシュカードを詐取し、ＡＴＭからお金を引き出すなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

この取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

１　対象となるお客さま

①今般の更新作業によって新たに制限が適用されるお客さま（制限適用日：令和５年４月 21 日）
・令和４年７月１日から令和４年 12 月 31 日までの間に、70 歳を迎えられたお客さま ・令和４年７月１日から令和４年 12 月 31 日までの間に、口座開設をされた 70 歳以上のお客さま
②すでに制限が適用されているお客さま
令和４年６月 30 日時点で、70 歳以上であったお客さま

２　利用制限について

上記１．に該当するお客さまは、ＡＴＭでＪＡバンクキャッシュカードを利用した１日あたりの「出金＋振込の合計金額」を一律 30 万円に制限させていただきます。

３　その他

・対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。
なお、キャッシュカードのご利用限度額変更のお手続きの際は、通帳、お届け印、運転免許証等の本人確認書類をご持参いただきますようお願いいたします。

・対象の有無問わず、キャッシュカードの利用停止を希望されるお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

以　上

警察庁等からの特殊詐欺被害拡大の防止に向けた取組み要請を踏まえ、

70歳以上のお客さまへ

ATMによる「1日あたりのご利用限度額」変更のお知らせ

大切な貯金守ります!

70歳以上のお客さまにつきまして、

ATMでのご出金・お振替・お振込を

1日最高30万円までとさせて

いただいております。

※制限の対象となるお客さまは、定期的に更新しております。詳しくはJAのホームページをご覧ください。

[対象JA] JA横浜　JAセレサ川崎　JAよこすか葉山　JA三浦市　JAさがみ　JA湘南　JAはだの
JAあつぎ　JA県央愛川　JAかながわ西湘　JA相模原市　JA神奈川つくい　JA神奈川県信連

昨今、ご高齢のお客さまを対象とした**「キャッシュカード盗難詐欺」**が多発しています。
この状況を踏まえ、お客さまの大切なお貯金をお守りするため、
お客さまにはご不便をおかけしますが、
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
ご利用制限の変更をご希望されるお客さまは、当組合営業時間内に、
「お通帳」、「お届け印」、「ご本人確認書類」をご持参のうえ、
当組合窓口までお申し出ください。

「絆」大使
振り込まセンジャー

JAバンク 神奈川　|　神奈川県警察